

死刑を考える

2009
第14号

●主な内容●

- シンポジウム 生命に対する権利
～国際社会から問われる日本の死刑～ … 7
- 日弁連特別研修会
裁判員制度下における死刑刑事弁護
—効果的弁護を探る— …… 8
- 死刑を考える日 全国版の実施を! … 8
- 2008年の死刑判決・死刑執行 …… 8

死刑制度問題ニュース

編集責任

日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会

シンポジウム

生命に対する権利 ～国際社会から問われる日本の死刑～

副委員長 田鎖麻衣子(第三東京)

年明け間もない1月9日、世界的に著名な国際人権法の権威であるウィリアム・シャバス教授(アイルランド人権センター所長、アイルランド国立大学ゴールウェイ校)を招いてのシンポジウム「生命に対する権利～国際社会から問われる日本の死刑」を開催した。

シャバス教授は、かねてから日本に招きたいと考えていた人物であり、実に4年越しで、その夢が実現することとなった。

シャバス教授基調講演

日本も死刑を廃止する

シャバス教授は基調講演の冒頭において死刑廃止の国際的趨勢について触れ、「日本はこの先25年間で必ずや死刑を廃止することになるだろう」と切り出した。日本は死刑の使用を拡大する状況にあり、死刑廃止など容易にできるものではないと固く信じている我々一同には驚きの発言であったが、教授はこう続けた。「世界では1950年代から死刑廃止が着実に進んでおり、とくに過去20年間を見ると、毎年2〜3か国ずつが死刑を廃止している。ゆえに今後25年くらいのあいだには、世界から死刑は消えるであろう。」「こう話す、死刑存置国の人からは『死刑廃止など絶対にこの国では起らない』との答えが返ってくる。1992年に国連でのパネルで、私の右隣にいた南アフリカ人が『南アフリカでは犯罪率が高く、国民は死刑に執着しているので絶対死刑は廃止されない。』と言うと、左隣にいたロシア人が『ロシア

アはもつと犯罪率が高く、国民は死刑が大好きなので、絶対に死刑廃止にはならない』と発言した。その3年後に南アフリカが、翌年にロシアが死刑を廃止した」。そして、このように死刑廃止が世界の潮流となつていく要因として、①近代以降の刑事司法分野における発展的な改革(死刑適用犯罪の減少、執行方法の変化)、②第二次世界大戦後の国際人権法の発展に伴う進歩を挙げた上で、死刑をめぐる国際人権法の発達を極めて分かりやすく解説された。

新倉教授の基調発言

死刑執行停止に向け、私たちは何をすべきか

基調講演の後には新倉修氏(青山学院大学教授)、尾崎元氏(共同通信社前橋支局長)を交えてのパネルディスカッションに入った。新倉教授はまず、規約人権委員会による総括所見で「締約国は」との文言が用いられている点につき触れ、「締約国(State Party)」とは政府のみではなく国民をも指すものであり、日本社会を構成するひとりひとりが自分の問題として勧告を捉える必要がある。また、日本が極めて特異な国であるがゆえに死刑廃止が困難であるという議論は誤りであって、文化的な価値観の違いがあっても日本も多くの死刑廃止国との間で民主主義や人権という普遍的な価値観を共有している。よって違いがあるとすればそれは政治的な意思の強さにすぎない。フランスにおいて社会党のミッテラン大統領が死刑廃止を公約の中に掲げ、実際にパタンテール法務大臣のイニシアティブで死刑廃止を達成した。これが本来の意味での政治的な意思ではないか」と発言。そして、日本で政治的意思が欠けている要因として、「犯人を死刑にしなければ被害者

化を受けて裁判所が死刑に関する判断の仕方を変えた事例を挙げ(アメリカ連邦最高裁による18歳未満の未成年者に対する死刑の違憲判決など)、「最も高いポジションにいる裁判官が考え方を変えていっている」との認識を示した。

は浮かばれない」という議論が広がっている現実を指摘し、感情ではなく合理的な議論を打ち立てなければならぬと強調した。

じ方が違つわけではない。また、殺人のみならず性犯罪、とりわけ子どもに対する性犯罪の被害者も死刑を望むことがあるが、被害者の感情を受け入れることには際限がなく、それを重視するあまり、その他のプライオリティーが下がることのないようにすべきだ。死刑はなくても加害者には必ず厳しい処罰が与えられるという確信が被害者であれば、死刑廃止について長期間問題を抱え続けることにはならない。」とコメントがなされた。

とメディアの果たすべき役割が述べられた。

尾崎氏の基調発言
続いて尾崎氏からは、ニューヨーク支局・ジュネーブ支局勤務等を経た経験を活かして次のような問題提起があった。「日本の内外を何度も行き来していると、帰国のたびに日本が寛容性を失い、感情的な議論が支配する社会になっていると感じる。死刑の問題もそうである。国外からは、死刑廃止というものは国際的な、逆らうことのできない潮流だという事実を知ってほしいという単純な動機で、国連機関の動きなどを発信してきた。国際社会からの要請に対しては、人権問題に限らず農業自由化交渉などの場でも、日本国内では『日本は特別だ』との議論がなされる。しかし、世界的なスタンダードに照らし、冷静に見て足りな

いところがあればそれに合わせる、あるいは貢献できるようなことはないかと模索する、そうした立場に日本はあるのではないか。そのように考えるヒントを少しでも提供したいと記事を書いている。」「その上で、国連は世論にかかわらず国民に対して死刑廃止を説得すべきといっているが、実際に世論調査で8割以上の支持がある中、死刑廃止はなかなか難しく、その中で何をすべきなのか、ともに議論したい、と切り出した。

最後にシャバス教授は、「日本の現状評価は見方によって異なる死刑判決の数や執行数から見ると日本は『最悪の国』ではなく、死刑廃止に向けて95%は移行が済んでいるともいえる」とした上で、死刑を存置した現状で具体的に改革を要する点について述べた。すなわち、①必要な訴訟手続という観点から、②必要な上訴制度、③あらゆる段階で無償の法律援助を受ける権利、④(死刑確定後を含む)弁護人との秘密交通権の保障、という要請を日本は満たしておらず、「この状態で死刑を存置させることは国際規範に違反している。」と明言。加えて、非人道的あるいは残虐な取り扱いとして、死刑確定者の長期にわたる独居拘禁と、死刑執行の事前告知の欠如を挙げ、後者については手続面からも改善を要すると述べた。そして、1919年のパリ講和会議において、日本が人種差別の撤廃を主張したことを紹介し、「人権の発展のため日本がなしたすばらしい貢献とリーダーシップを、また取り戻せることを願っている。」と発言を締めくくった。

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

また尾崎氏からは、「国際社会の中で考える人権とは何かを、みなで真剣に考えなければいけない。『死刑は人権問題』という捉え方はほとんどされていないという現実を踏まえ、なぜそう捉えなければならぬのか、国際的な規範の存在や、人権尊重の立場から死刑が廃止されている実例を、知識として共有していく必要がある。」

日弁連特別研修会

裁判員制度下における死刑刑事弁護

効果的弁護を探る

第2弾 死刑事件と犯罪心理鑑定

事務局長代行 村上満宏(愛知県)

2008年11月19日午後6時から午後8時半にかけて、弁護士会館クレオにおいて、死刑事件弁護をテーマに日弁連特別研修会が行われた。2006年3月には、2004年宮崎人権擁護大会決議に基づき「効果的弁護を探る」と題して第1弾の研修を行っており、この日の研修は、それに続く第2弾である。

この研修は、被告人自身に精神的或いは人格的な障害があったり、自責の念から、事実を語りたがらない場合が多々あり、また被告人の家族や親族も離散し、状況証人の確保も困難な場面に直面する。結局、裁判員に共感を得られる材料が少ないのが実情であり、弁護人としては暗中模索状態を強いられる。

犯罪心理鑑定は、心理学、特に臨床心理学、中でも非行臨床心理学の力を借りて事件の真相を理解しようとするものであって、事件の結果からではなく、また一般的経験則や論理からではなく、行為者の人格・生育歴・生活環境などから、行為者の心理を中心に据えて、事件を捉え直し、事件の実相に迫ろうとするものである。

犯罪心理鑑定は、従来の事件に対する視点、アプローチの仕方とは全く違い、検察官によって作られた事件に対するイメージを完全に覆してくれる可能性のあるものである。特に裁判員裁判では、弁護人は短い時間の中で裁判員の理解と共感を得るための材料を用意しなければならぬが、被告人の人格等を踏まえた事件の見方を呈示し、その十分な理解を得ることは至難の業である。また、弁護人の理解は、所詮法律家的理解を脱することができないものであり、専門家の経験と判断の力を借りるという意味で、犯罪心理鑑定は不可欠である。

なお、情状鑑定でも、被告人の人格に着目されるが、それは更生可能性があるかどうか主に主眼があり、犯罪心理鑑定のように、実行行為の理解と評価に直接結びつくものではない。犯罪心理鑑定は、行為の動機・故意・計画性の認定に直接関わり、事件全体の理解に役立つものである。前半は、犯罪心理鑑定を公判前

死刑求刑が予想される事案では、その結果の重大性から、捜査機関により厳しく自白を強要され、事件の凶悪性はもとより、被告人その人が更生の余地のない凶悪犯人として誇張された自白調書が作成される。また、センサーショナルなマスコミ報道も加わって、凶悪事件・凶悪犯人としての印象が社会に蔓延する。そういった中で行

われら弁護では、被告人自身に精神的或いは人格的な障害があったり、自責の念から、事実を語りたがらない場合が多々あり、また被告人の家族や親族も離散し、状況証人の確保も困難な場面に直面する。結局、裁判員に共感を得られる材料が少ないのが実情であり、弁護人としては暗中模索状態を強いられる。

犯罪心理鑑定は、従来の事件に対する視点、アプローチの仕方とは全く違い、検察官によって作られた事件に対するイメージを完全に覆してくれる可能性のあるものである。特に裁判員裁判では、弁護人は短い時間の中で裁判員の理解と共感を得るための材料を用意しなければならぬが、被告人の人格等を踏まえた事件の見方を呈示し、その十分な理解を得ることは至難の業である。また、弁護人の理解は、所詮法律家的理解を脱することができないものであり、専門家の経験と判断の力を借りるという意味で、犯罪心理鑑定は不可欠である。

整理手続の中でどうやって証拠採用法をいかに、実際に弁護人役による弁護団会議を通じて、公判前整理手続に臨むに当たっての留意点(裁判所鑑定か私的鑑定か、私的鑑定の手法、永山判決における量刑要素の審判対象化と証拠構造化の試み)が示され、また、裁判官役、検察官役、弁護人役によって実際に公判前整理手続を行い、精神鑑定申請とともに犯罪心理鑑定(精神鑑定との違い)について呈示した。安田会員からは、裁判所鑑定で犯罪心理鑑定が行われたケースが稀であること、犯罪心理鑑定の成果をもって争点化するには弁護人が事前にその鑑定結果を得ていること、弁護人の予測に反する結論が出た場合に取り返しがつかないことから、現在のところ、私的鑑定で行わざるを得ない、と解説された。

そして、従前は、死刑か無期の基準が曖昧なまま審理が進められてきたが、検察官に死刑求刑するかどうか、併せてその核心的理由が何か、それを裏付ける証拠は何かについて明らかにさせ、それに対する反論と反証の有効な手段として犯罪心理鑑定を大いに活用し、動機や計画性、犯行態様、とりわけ執拗性や残虐性について検察官の主張する理解とは異なる理解を呈示していく必要がある旨が述べられた。

第2部後半では、犯罪心理鑑定によってどうやって裁判員を説得するのか、という問題意識から、鑑定人役による鑑定証言を要約したプレゼンテーションが行われた。なお、この方法を実現する場合、裁判所は、公判前整理手続において、事前カンファレンスを行い、鑑定人に要約版を作成させ、裁判員の前で読み上げさせることを、現在予定しているようである。しかし、これは裁判員法50条3項に反するおそれがある。

※研修の内容は、日弁連会員用ホームページ内の研修総合サイトから視聴できます。



安田会員による解説に受講者は真剣に耳を傾けた

という物差しで、理解しがちで、結果の重大性に見合った強固な故意と周到な計画性と凶悪な被告人の人格を考慮してしまう傾向にある。しかし、現実には起る事件における人間の行動は、不合理・不自然そして不条理の中にあり、相反する認識や意識、相矛盾する行動が、多重にかつ複雑に絡まっている。

また、公判前整理手続は、被告人の人格に着目されるが、それは更生可能性があるかどうか主に主眼があり、犯罪心理鑑定のように、実行行為の理解と評価に直接結びつくものではない。犯罪心理鑑定は、行為の動機・故意・計画性の認定に直接関わり、事件全体の理解に役立つものである。前半は、犯罪心理鑑定を公判前

死刑を考える日 全国版の実施を!

副委員長 中村治郎(東京)

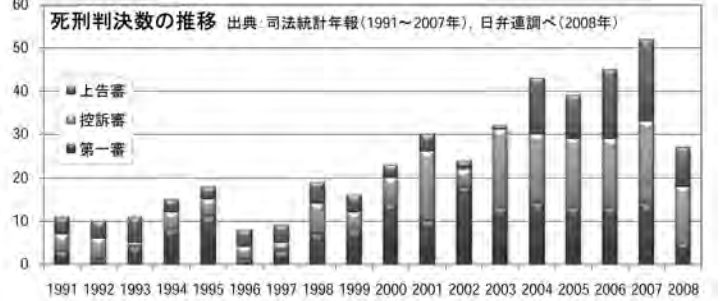
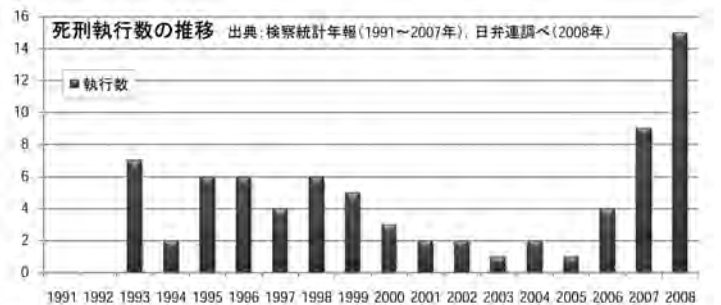
我が国の死刑制度は、国連拷問禁止委員会の勧告(2007年5月)、国連人権理事会審査(2008年5月)、国際人権(自由権)規約委員会の総括所見(同年10月)等において厳しく非難され、即時停止を強く求められている。また、国連総会では、2年続けて死刑執行停止に関する決議が採択されている(2007年12月、2008年12月)。

しかしながら、我が国では、死刑存置を求める世論が8割を超えており、死刑判決数・執行数とも激増しているのが現状である。他方、本年5月の裁判員制度導入を控え、事案によっては市民が死刑を含む量刑判断を迫られることとなるため、近時、死刑についての市民の関心はこれまでにならぬほど高まっている。ちな

に、本年1月に毎日新聞が行った裁判員制度に関する全国世論調査(電話)では、市民が死刑判決にかかわることには63%の人が「反対」と回答し、「賛成」は28%にとどまった。日弁連は、現在、死刑執行停止を求めて活動しているが、昨年10月16日、できるだけ多くの市民とともに死刑のもつ残虐性や問題点を再度考えるため、保坂展人衆議院議員の講演と映画「休暇」(監督:内井肇、原作者:吉村昭)の上映等と内容とする「死刑を考える日」を実施したところ、会員のみならず市民・研究者等320名を超える参加があり(会場の収容人数の都合で、申し込みを途中で打ち切ったほどであった。)、参加者に行ったアンケートでは制度を考え直すよききっかけになったとの声が多数寄せられるなど、大成功を収めた(委員会ニュース「死刑を考える」13号参照)。

そこで、日弁連は、「死刑を考える日」を全国の弁護士会においても実施するよう提案することを決定し、我が国の死刑制度を具体的に考えるには最も適した映画の一つとして好評であった上記映画「休暇」のDVD上映について、本年1月30日付けで案内を送付した。

2008年の死刑判決・死刑執行



2008年中の死刑判決は、一審で5件、控訴審で13件(公訴棄却11、取下げ1、破棄自判1)、上告審で9件(上告棄却8、取下げ1)の計27件であり、52件となった昨年と比べ大幅に減少した。また、15名に対する死刑が執行された。なお、2009年1月29日にも

され(2月1日3名、4月10日4名、6月17日3名、9月11日3名、10月28日2名)、日弁連及び24弁護士会が抗議声明を発表した。